

保育所入所に要する証明書の様式に関するホットライン要望

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
								制度の現状	該当法令	措置の分類	措置の概要(対応策)
280115092	27年10月30日	27年11月18日	28年1月15日	各市区町村の保育所入所にかかる各種証明書の統一化	<p>【提案の具体的内容】 保育所入所にかかる証明書(就労証明書・育児休業証明書・復職証明書等)について、市区町村毎に提出が求められているフォームについて以下事項の統一、または市区町村共通の汎用フォームの提供。 ・必要記入項目(入所要件) ・項目定義(一例:就労証明書の場合、「勤務時間」の定義が、通常の所定労働時間か、短時間勤務利用者の場合は短時間勤務時間か等、定義・注意事項が市区町村ごとに異なる)</p> <p>【提案理由】 保育所入所にかかる各種証明書について、現状では各市区町村ごとに異なる汎用フォームが提供されており、必要記入項目、項目定義等、内容がそれぞれ異なっている。 そのため、証明書の記入・発行にあたり、フォームごとに異なる必要項目・項目定義の確認、情報検索を1件づつ行う必要があり、企業側に多大なロードがかかっている。 今後、育児をしながら仕事をする人がさらに増加すると見込まれ、保育所入所証明書発行件数も増加すると考えられるため、保育所整備と共に各市区町村でフォームを統一化することで、利用者のスムーズな入所手続き・企業側のロード削減に繋がると考える。</p>	(一社)日本損害保険協会	厚生労働省	平成27年度より施行された子ども・子育て支援新制度においては、保育の実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、施設型給付及び地域型保育給付を行うこととしています。 保育の必要性認定に当たっては①事由(保護者の就労、疾病など)、②区分(保育標準時間、保育短時間の2区分)について国が基準を設定しています。 しかしながら、実際の運用に当たっては、国が設定する基準をさらに細分化、詳細設定を行うなど、各市町村における実情を踏まえつつ、適切に運用いただくことが不可欠です。	子ども・子育て支援法 児童福祉法	検討を予定	上記の通り、保育の必要性認定に当たっては、国が基準の一部をお示していますが、その運用においては、保育の実施主体である市町村が地域の実情にかんがみて、適切に実施いただいていると認識しています。そのため、証明書の項目等の統一については、慎重に検討する必要があると考えています。

保育所入所に要する証明書の様式に関するホットライン要望

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
5	28年 11月1日	28年 11月16日	保育所入所に係る各市区町村の各種証明書の記載項目の簡素化・統一化	<p>【具体的内容】 市区町村毎に提出が求められている保育所入所にかかる証明書(就労証明書・育児休業証明書・復職証明書等)のフォームについて、提出者の事務負担軽減を図るべく、簡素化・統一化を図る。 本要望は、「ニッポン一億総活躍プラン」(2016年6月2日閣議決定)における工程表の中で、「保育記録や運営費申請等の書類の簡素化・自治体間のバラツキを解消する」とされている施策の対象である。したがって早期に実現する方向で、スケジュールを明確化して取り組むべきである。</p> <p>【提案理由】 平成27年度より施行された子ども・子育て支援新制度においては、保育の実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、施設型給付及び地域型保育給付を行うこととされている。保育の必要性認定に当たっては①事由(保護者の就労、疾病など)、②区分(保育標準時間、保育短時間の2区分)について国が基準を設定しているが、実際の運用に当たっては、国が設定する基準をさらに細分化、詳細設定を行うなど、各市区町村における実情を踏まえつつ、個々に設定している。</p> <p>これらの保育所入所にかかる各種証明書について、現状では各市区町村ごとに異なる汎用フォームが提供されており、必要記入項目、項目定義等、内容がそれぞれ異なっているケースが存在する。そのため、証明書の記入・発行にあたり、従業員の住所地ごとに異なるフォームへ、必要項目・項目定義の確認、情報検索を1件づつ行いながら、記入する必要がある。こうした作業は、企業側にとって多大な負担となっている。</p> <p>そこで、フォームの簡素化・統一化が図られれば、当該作業のシステム化は容易となり、企業側の負担を大きく削減できる。今後、育児と仕事の両立を目指す従業員はさらに増加すると見込まれることから、保育所入所証明書発行件数も増加すると考えられるため、フォームの簡素化・統一化に向けて早急に取り組むべきである。</p>	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省
6	28年 11月1日	28年 11月16日	保育所の入所申込時に必要な就労証明書の様式の標準化	<p>【具体的内容】 保育所の入所申込時、申込者(入所者の保護者)の勤務先企業が記入・証明する「就労証明書」について、地方自治体ごとに様式が異なるため、国が標準様式を作成・周知することにより統一すべきである。 なお、地域における特段の実情に基づき、自治体が標準様式以外の事項の提出を求める必要がある場合は、申込者が最低限の情報を記入し、各企業各個による勤務実績様式での証明でよいこととする等、可能な限り企業・申込者に負担が生じないようにすべきである。</p> <p>【提案理由】 保育所の入所申込にあたっては、保護者は自治体に対して「保育の必要性の認定」の申請を行い、自治体は客観的な基準に基づき審査を行うこととされている。自治体による審査基準は、国が設定した基準に、地域における実情を加え、各自治体が各々独自に定めている。審査基準には保護者の就労に係る事項が含まれるため、保育の必要性認定申請の際には、「就労証明書」(勤務先が記入・捺印したもの。名称や様式は自治体により異なる)の提出が必要とされている。しかしながら、「就労証明書」の様式および記入項目が自治体ごとに異なるため、企業側は証明書の作成業務を定型化できず、社員(保護者)から証明依頼を受ける都度、記入項目について個別に調査して手書きで記入せざるを得ない。加えて、経年傾向として就労証明書の記載欄が年々増加傾向にあるため、申請者である社員(保護者)と証明を行う企業側の負担が増え続けている。</p> <p>育児と仕事の両立にあたっては、育児中の社員の申請負担軽減とともに、当該社員を雇用する企業側の負担を軽減することも重要である。大手企業では社員が居住する市町村の数も多岐にわたるため、企業負担を軽減する観点から、就労証明書の様式の標準化を実現すべきである。なお、地域における特段の実情に基づき、自治体が標準様式以外の事項の提出を求める必要がある場合は、申込者が最低限の情報を記入し、各企業各個による勤務実績様式での証明でよいこととする等、可能な限り企業・申込者に負担が生じないようにすべきである。</p> <p>要望の実現により、証明書作成の省力化・自動化が可能になり、社員(保護者)および企業の負担軽減に寄与すると考えられる。 政府の「子育てワンストップ検討タスクフォース」のとりまとめでは、「就労証明書の電子的入力可能な様式を提供する」とあり、様式が統一されないままオンライン化が進む恐れがあるため、オンライン化と併せて様式の統一を検討すべきである。</p>	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省